

虐待かな？と思ったら

児童虐待対応 マニュアル

—発見から通告まで—



令和8年1月
大田区

はじめに

少子高齢化の急激な進展による家族形態の変化や地域コミュニティの希薄化、保護者の就労形態の多様化など、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに不安や孤立感を感じ、悩んでいる家庭も少なくありません。

このような中、児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加傾向にあり、児童虐待によりこどもの命が奪われるという悲惨な事件が後を絶ちません。

大田区子ども家庭支援センターは、児童虐待の早期発見、迅速な対応のため、児童虐待通告の区民の第一義的窓口として、児童虐待防止ネットワークである大田区要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携して急増する児童虐待に対応してきました。また、児童に関わる関係機関が虐待を疑われる児童を発見した時に迅速かつ的確に対応できるよう、児童虐待対応マニュアルを平成17年7月に初版を作成して以来、適宜改定を重ねてまいりました。

こどもの最善の利益の実現のために、要保護児童対策地域協議会の構成機関のみなさまに実践的な「手引き」として活用いただき、児童虐待の早期発見、迅速な対応に役立てていただければ幸いです。



令和8年1月
大田区子ども家庭支援センター

目次

児童虐待対応マニュアルは	1
--------------	---

第1章 児童虐待の理解

1 4つのタイプ	5
2 虐待の要因	6
3 虐待がこどもに及ぼす影響	7
4 虐待対応の基本原則	9

第2章 要保護児童対策地域協議会とこども支援のネットワーク

1 要保護児童対策地域協議会	11
2 こども支援のネットワーク	13

第3章 発見から通告まで

1 虐待の視点と通告について	15
2 虐待発見のポイント	16
3 虐待に気づいたら	17
4 通告の流れ	19
5 虐待通告の手順について	20
6 関係機関ごとの流れと、発見のためのチェックリスト	
幼稚園・保育園	21
学校	23
児童館など	25
民生委員児童委員	27
区役所窓口	29
生活福祉課	31
地域福祉課	33
地域健康課・こども家庭センター	35
診療所	37
病院(CAPS なし)	39
病院(CAPS あり)	41
歯科医院	42

第4章 資料編

関係法令	45
【参考】リスクアセスメントシート	48
大田区要保護児童対策地域協議会設置要綱	49
こどもと子育て・家庭の相談窓口一覧	

児童虐待対応マニュアルは

虐待対応においては、早期発見、早期対応が重要であるため、関係機関の職員一人ひとりの気づきを、子ども家庭支援センターへ確実に連絡していくことが必要です。

虐待を疑われるこどもを発見した時に、組織としてどのように対応すべきか、通告する際に必要となる情報はどのようなものか実務面で活用できるマニュアルとなっております。

主なポイントは次のとおりです。

●虐待に気づいたら(各機関共通) ㊦ P17

心配なこどもについて連絡をしたときの、子ども家庭支援センターの対応について、フロー図で示しています。

連絡を受けた子ども家庭支援センターは、こどもの安全を最優先において、会議で安全確認の方法を決定します。

●虐待通告のための手順(機関ごと) ㊦ P21～42

組織内で通告に向けて必要になると思われる相談先や情報収集先を、フローチャートモデルとしてまとめています。

また、虐待通告する際の、こどもや家庭についての情報を整理するためのチェック欄を作成しましたので、こどもの情報を的確に伝達するツールとしてご活用ください。

●虐待に気づくためのチェックリスト(機関ごと) ㊦ P21～42

発見しやすい虐待事例だけでなく、日常生活の中でもこどもの人権をおびやかすような不適切な状況が潜んでいます。気づきのポイントとしてご活用ください。

関係機関がこどもに関わる中で、気になった点、不自然な点、ちょっとした違和感がどのようなものだったのか、具体的な着眼点をチェックポイントとして示しました。

子ども家庭支援センターと児童相談所の関係



※児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール(「東京ルール」)

「東京ルール」は、子ども家庭支援センターと児童相談所との間における連携・協働のための児童虐待対応のルールです。区市町村の子ども家庭支援センターと児童相談所の間における役割分担を明確化し、対象児童が隙間に落ちたり、責任の所在が曖昧になることを防ぐために策定されました。

※子ども家庭支援センター

平成16年の児童福祉法の改正により、区市町村が第一義的な虐待通告先となり、大田区はその窓口を子ども家庭支援センターとしています。

M E M O
